

請求代表者

A 様

請求人 外 22 名

下田市監査委員 鈴木 邦明

下田市監査委員 渡邊 照志

下田市職員措置請求について（通知）

令和 6 年 2 月 8 日付けでなされた下田市職員措置請求（以下「本件請求」という。）について審査した結果、下記のとおり却下することと決定したので通知します。

記

1 本件請求の要旨

請求人の本件請求の要旨は、次のとおりである。

- ① 松木市長が昨年 12 月 25 日に岡部南伊豆町長、深沢松崎町長、星野西伊豆町長と南伊豆地域清掃施設組合が計画しているエネルギー回収型廃棄物処理施設などの建設場所として、現下田市営じん芥処理場用地とする合意文書を取り交わした。この合意文書は、南伊豆地域清掃施設組合議会並びに下田市、南伊豆町、松崎町、西伊豆町の各議会にも報告されていないし、住民にも公表されていない。合法性について重大な問題がある。
- ② 下田市のじん芥処理場を更地にしなければ合意した南伊豆地域清掃施設組合の一般廃棄物の処理施設の用地とすることは不可能であり、松木市長が議会や住民への説明、合意手続きをしないまま将来にわたって稼働中の下田市のじん芥処理場を更地にする予算外の義務を負うことになり、このような合意をする権限はなく違法不当な行為である。
- ③ 南伊豆地域清掃施設組合の施設建設事業に係わる負担金の根拠となる南伊豆地域清掃施設組合の事務事業が地方自治法・民法並びに南伊豆地域清掃施設組合規約に抵触する事務事業である。
- ④ 南伊豆地域清掃施設組合施設建設にかかわる下田市の公金の支出の差止、松木市長の違法不当な行為の是正、責任を明確にすることを求める。

2 判断理由

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。)第 242 条第 1 項に規定する住民監査請求は、職員等の違法又は不当な財務会計上の行為又は怠る事実を対象としている

ところであるが、請求人は、本件請求の監査対象事項を南伊豆地域清掃施設組合のエネルギー回収型廃棄物処理施設などの建設場所の決定並びに南伊豆地域清掃施設組合負担金の根拠となる事務事業に係る合法性についてとしている。

これらについては、1市3町の政策決定及び行政上の事務手続きの問題であり、法第242条第1項に規定されている財務会計上の行為とは認められず、法第242条第1項にいうところの違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実には該当しない。

以上のことから、請求人が監査対象事項としている南伊豆地域清掃施設組合のエネルギー回収型廃棄物処理施設などの建設場所の決定並びに南伊豆地域清掃施設組合負担金の根拠となる事務事業に係る合法性については、住民監査請求の対象とならないものと判断する。

3 結論

以上のとおり、本件請求は、法第242条第1項に規定する住民監査請求の要件を具備していないため、本請求は却下するものである。